契約変更理由書

神戸市

工　事　名	旧平野小学校暫定公園整備工事

契約変更後の工事概要

土　工：１式、擁壁工：１式、施設撤去工：１式、舗装工：１式

縁石工：１式、見切り工：１式、植栽工：１式、移植工：１式

設備工：１式、休憩施設工：１式、仮設工：１式、付帯工：１式

（設計変更の理由）

・施設撤去工について、現地を掘削したところ、掘削範囲内に撤去対象の杭基礎が確認できなかったため、杭頭はつり工が廃工となる

・スロープ部の舗装工について、当初はインターロッキングロックによる舗装としていたが、来年度予定している別工事の影響のため、スロープ部の舗装のやり替えの必要があることが判明した。このため、スロープ部のインターロッキング舗装を減工し、やり替えを前提とした簡易舗装に変更となる。

・地域住民から、隣接の下三条町公園の樹木を今回整備する公園へ移植するよう要望があったため、移植工が増工となる。

また、移植対象の樹木の一部は、移植までに養生が必要となるため、来年度以降の養生完了後に別途、今回工事で植栽予定の箇所への移植とすることから、今回工事において植栽工が減工となる。

・パーゴラ工について、当初設計に示す同等製品が廃盤となっており、市場に流通していないことから、流通している同等製品に変更したため、仕様が変更となり、増額となる。

また、現場条件の精査により下記の付帯工が増工となる。

・スロープ擁壁施工の影響により既設下水設備の補修および既設雨水排水設備の復旧が増工となる。

・芝の養生のためロープ柵工が増工となる。

・当初設計において、南側フェンスの設置されている既設防砂ネットを流用予定であったが、破損している個所が多く、工事中に近隣住民から砂埃の苦情もあったことから、防砂ネットの取替工が増工となる。

・照明灯の仕様を精査した結果、当初設計の分電盤では制御ができないことが判明したため、制御盤の調整が増工となる。

その他、現地精査の結果により、数量の増減が生じる。

（公表様式第6号）